

水泳プールに係る学校環境衛生基準の試験検査

水泳プール水質検査について

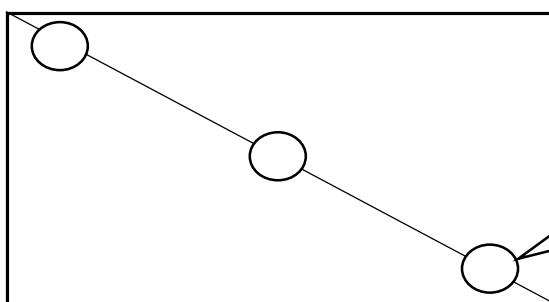


左：①化学検査用250ml
右：②細菌検査用200ml

【採水前の注意】

- ◎採水時の手洗い：雑菌混入を防ぐために、採水前に手の殺菌消毒をする。
- ◎手の届かないときは、別のきれいな容器でゴミ等が入らないように採水し、この水を採水瓶に移してください。手の届くときは、遊泳者の間近の採水は、避け、直接採水瓶を水面下約20cmに沈めて採水してください。

【採水場所】



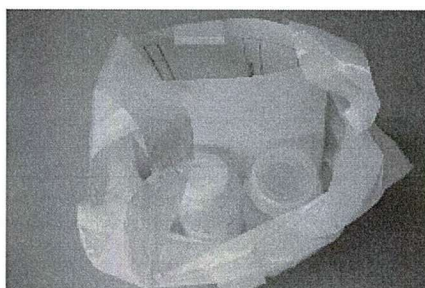
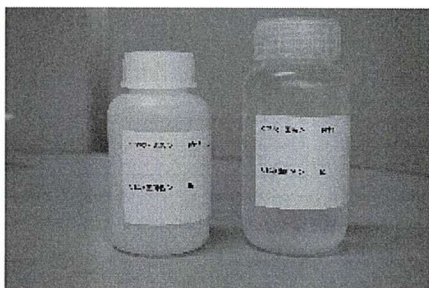
対角線上3ヶ所以上
水面下20cm
残留塩素においては取水口
付近も検査が必要です。

【採水方法】

- ◎検体の採水場所は、長方形のプールでは、プール内の対角線上におけるほぼ等間隔の位置3ヶ所以上の水面下20cmを原則とする。
- ◎遊離残留塩素・PH・有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）・濁度
 - ①化学検査用採水瓶250ml使用
化学検査用ポリ容器に検水を、共洗い（2～3回）して採水してください。
この時、できるだけ空気が入らないように検水を一杯に入れてから蓋をしっかりと閉めてください。
- ◎大腸菌・一般細菌
 - ②細菌検査用採水瓶200ml使用
滅菌瓶や蓋の内側に直接触れないように、蓋を開けて静かにずらしながら、検水が泡立たないようにゆっくりと採水が満水の9割以上(180ml以上)になるまで採水し、蓋をしっかりと閉めてください。
- ◎循環ろ過装置の処理水(濁度)
 - ①化学検査用採水瓶250ml使用
化学検査用ポリ容器に検水を、共洗い（2～3回）して採水してください。
採水栓から初流に沈殿物や浮遊物が出てくることがあるので、5分程度放水を行った後に採水してください。

(注意)

- ・遊離残留塩素はDPD法により、現場で直ちに測定する。
(DPD試薬と比色版を持参する)
- ・遊離残留塩素は対角線上におけるほぼ等間隔の位置3ヶ所以上の水面下20cmに加えて、循環ろ過装置の取水口付近も検査が必要です。
- ・②細菌検査用採水瓶(滅菌瓶)の中には、チオ硫酸ナトリウムが入っているため、絶対に共洗いはしないでください。
容器内のチオ硫酸ナトリウムは残留塩素の除去を行うためのものです。
検査を行う際に振り混ぜやすくするために採水瓶口から水面までに空間が残るように採水してください。
- ・すすいだり一旦捨てて取り直さないでください。



ラベルに必要事項を記入し容器に貼り付けます。

依頼書、採水容器を袋に入れ、お持ち込みください。

一般社団法人 埼玉県食品衛生協会検査センター
〒330-0855

さいたま市大宮区上小町1450番地

連絡先 048-649-5332

FAX 048-647-3360